

に ほ ん ご り か い り よ く し ん こ く ひ ゃ う
日本語理解力申告票

さくせい び ねん がつ にち
作成日 年 月 日

じぎょうしゃ かた たんとうしゃ ふく さくせい
事業者の方(担当者を含む。)が作成してください。または、事業者の方の指示によらないで、外国の方
こじん じゅこう ばあい ほんにん さくせい
が個人で受講しようとする場合には、本人が作成してください。

じゅこうしゃ しめい みぎわく きにゆう
1 受講者氏名を右枠に記入してください。

じゅこうしゃ にほんご りかいりよく か き ばんごう あ
2 受講者の日本語の理解力について、下記番号①から⑤までのうち、当てはまるもの1つに○を付けてく
ださい。

つけた○に 応じて、受講条件を確認してください。受講条件が 整えられない場合、お申し込みいただ
いた講習等は受講することができません。

しんこくらん 申告欄	ばんごう 番号	りかいりよく 理解力	じゅこうじょうけん 受講条件
	①	- こうしゅう つか て き す と ないよう にほんご 講習で使われるテキストの内容は、日本語 のままで、よ 読んで、き 聞いてわかる。 - せんもんようご (その い み も) わかる。 (N 1 相当)	なし
	②	せんもんようご ふ り が な い (その い み も) 日本語でわかるし、その うえ、こうしゅう つか るテキストの内容は、日本語のままで、よ 読んで、き 聞いてわかる。 (N 2 相当)	ほじょきょうざい (*) でせんもんようご したしらべ 補助教材 (*) で専門用語の下調べ おこなったうえ じゅこう を行った上で受講 または つうやくしゃ (*) のはいち 通訳者 (*) の配置
	③	にほんご て き す と ないよう よ じゅうぶん 日本語のテキストの内容を 読んで 十分 りかい 理解することはできないが、せんもんようご かいせつ 専門用語を解説 する日本語か母国語の補助教材があれば、 にほんご ぼこくご ほじょきょうざい 日本語の講義を聞いてわかる。 (N 3 相当)	ほじょきょうざい (*) でせんもんようご ふくむ 補助教材 (*) で専門用語を含む ぜんぱん したしらべ おこなったうえ じゅこう 全般の下調べを行った上で受講 または つうやくしゃ (*) のはいち 通訳者 (*) の配置
	④	- きほんてき にほんご ていど りかい 基本的な日本語はある程度理解できるが、 にほんご て き す と よ りかい 日本語のテキストは読めず、理解することが できない。 - せんもんようご ぼこくごとう せつめい う 専門用語については、母国語等で説明を受 ければ、にほんご こうぎ き ていど 日本語の講義を聞いてある程度はわ かる (十分にはわからない。) (N 4、5 相当)	つうやくしゃ (*) のはいち 通訳者 (*) の配置
	⑤	ぼこくご つうやくしゃ にほんご こうぎ 母国語の通訳者がいないと、日本語の講義 はわからない。	つうやくしゃ (*) のはいち 通訳者 (*) の配置

- 3 受講者の日本語能力の参考となる資格があれば書いてください(日本語能力試験N4認定など)。

- 4 作成者 職氏名 (事業者の方が作成される場合) ※受講者本人が作成の場合は記入不要です。

*補助教材 厚生労働省のURLからダウンロードすることができます。
技能講習補助教材

で検索するか

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

で検索してください。

*通訳者 (学科・実技とも) 受講中は全時間同席が必要です。

【注意事項】

- 申告内容に虚偽ないしは実際との不一致が確認されたとき、また、受講するための条件が、
途中で不足することになってしまったときは、講習は継続できません。

例： 通訳者の配置が必要であるにもかかわらず、不要な場合として申告した、通
訳者が受講途中でいなくなった等

- テキストを事前に送付することになっていますので、別途送料が必要となります。

<参考>

日本語能力試験認定レベル (要約)

レベル	能力認定の目安
N 1	幅広い場面で使われている日本語を理解することができる。
N 2	日常的な場面で使われる日本語を理解でき、幅広い場面で使われている日本語をある程度理解することができる。
N 3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
N 4	基本的な日本語を理解することができる。
N 5	基本的な日本語をある程度理解することができる。